省　令

○総務省令第六十八号

公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）第二十条の規定に基づき、公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月一日

総務大臣　寺田　稔

公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令

公害紛争処理法施行規則（昭和四十七年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（代理人についての承認の申請の方式等） **第二条**　都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に対して弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限を証明する法第二十三条の二第三項の書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。 2　都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者を代理人とすることにつき法第二十三条の二第一項の承認を求めるには、その者の氏名又は名称、住所、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足る事項を記載した書面をもつてしなければならない。 ［3　略］ （事件を担当する社員の届出） **第二条の二**　代理人となった弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、遅滞なく、当該事件を担当する社員の氏名を都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に書面で届け出なければならない。	（代理人についての承認の申請の方式等） **第二条**　都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に対して弁護士又は弁護士法人である代理人の権限を証明する法第二十三条の二第三項の書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。 2　都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に対し、弁護士又は弁護士法人以外の者を代理人とすることにつき法第二十三条の二第一項の承認を求めるには、その者の氏名、住所、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足る事項を記載した書面をもつてしなければならない。 ［3　同上］ （事件を担当する社員の届出） **第二条の二**　代理人となった弁護士法人は、遅滞なく、当該事件を担当する社員の氏名を都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に書面で届け出なければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和四年十一月一日から施行する。

○法務省令第四十一号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十八号）の施行に伴い、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月一日

法務大臣　**葉梨　康弘**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令の一部を改正する省令

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令（平成三十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法定相続人情報） **第一条**　登記官は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十条第一項の規定により長期相続登記等未了土地（法第二条第四項の特定登記未了土地に該当し、かつ、当該土地の所有権の登記名義人の死亡後十年間を超えて相続による所有権の移転の登記その他の所有権の登記がされていない土地をいう。以下同じ。）の所有権の登記名義人となり得る者の探索を行った場合には、当該長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人に係る法定相続人情報を作成するものとする。 ［2～4　略］ （付記登記） **第二条**　法第四十条第一項の事項の登記は、付記登記によってするものとする。 （登記の手続等） **第三条**　登記官は、職権で法第四十条第一項の事項の登記をしようとするときは、職権付記登記事件簿に登記の目的、立件の年月日及び立件の際に付した番号並びに不動産所在事項を記録するものとする。 2　法第四十条第一項の法務省令で定める事項は、第一条第二項第五号及び第六号に規定する事項とする。 （勧告等） **第四条**　法第四十条第二項に規定する勧告は、次に掲げる事項を明らかにしてするものとする。 一　長期相続登記等未了土地に係る不動産所在事項及び不動産番号 二　所有権の登記名義人となり得る者	（法定相続人情報） **第一条**　登記官は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十条第一項の規定により長期相続登記等未了土地（法第二条第四項の特定登記未了土地に該当し、かつ、当該土地の所有権の登記名義人の死亡後十年間を超えて相続による所有権の移転の登記その他の所有権の登記がされていない土地をいう。以下同じ。）の所有権の登記名義人となり得る者の探索を行った場合には、当該長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人に係る法定相続人情報を作成するものとする。 ［2～4　同上］ （付記登記） **第二条**　法第四十条第一項の事項の登記は、付記登記によってするものとする。 （登記の手続等） **第三条**　登記官は、職権で法第四十条第一項の事項の登記をしようとするときは、職権付記登記事件簿に登記の目的、立件の年月日及び立件の際に付した番号並びに不動産所在事項を記録するものとする。 2　法第四十条第一項の法務省令で定める事項は、第一条第二項第五号及び第六号に規定する事項とする。 （勧告等） **第四条**　法第四十条第二項に規定する勧告は、次に掲げる事項を明らかにしてするものとする。 一　長期相続登記等未了土地に係る不動産所在事項及び不動産番号 二　所有権の登記名義人となり得る者